

令和4年月6月13日

内閣官房内閣人事局  
内閣参事官(高齢対策・退職管理担当) 御中

公益財団法人 日本学生航空連盟

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について(報告)

当法人は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の24第1項第4号及び独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第54条の2第1項において準用する国家公務員法第106条の24第1項第4号、職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号)第32号、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令(平成20年政令第390号)第18条、職員の退職管理に関する内閣府令(平成20年内閣府令第83号)第9条並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令(平成20年内閣府令第84号)第8条の諸規定に関し、「国と特に密接な関係がある」公益法人に該当しませんので、その旨報告いたします。

[本件連絡先]

住 所：東京都港区新橋1-18-2 明宏ビル本館5階  
電 話：03-6206-1235  
F A X：03-6206-1357  
電子メール：[contact@jsal.or.jp](mailto:contact@jsal.or.jp)